

NEWS まちのお知らせ

NEWS 人事

月形町
人事異動



4月1日付け
▽保健福祉課長兼こども家庭センター所長 渡辺泰子▽企画振興課参事兼まちづくり推進室長 佐藤直樹

NEWS 暮らし

自動車税の納期限
は6月1日



自動車税の納期限は、6月1日(月)です。忘れずに納めましょう。

●どこで納税できる？
・全国の金融機関、郵便局
・総合振興局、道税事務所の

窓口

・コンビニエンスストア
・スマホやパソコンなど

●納税通知書
納税通知書は5月7日(木)に発送されます。

●各種登録の手続きについて
住所が変わった時は、変更手続きを行います。また、売買や廃車にした時は、移転または抹消登録の手続きを運輸支局で行いましょう。

問合せ先 空知総合振興局納税課 ☎ 20・0055

NEWS 暮らし

水道管漏水の早期発見にご協力
ください

月新水道企業団では、水道管漏水の早期発見に努めております。お住まいの地域で「もしかしたら漏水では？」と思われる箇所がありましたら、ご連絡をお願いします。
・漏水発見のポイント
・雨が降った後にずっと同じ場所に水が溜まっている
・最近、水の出が弱くなった気がする
問合せ先 月新水道企業団 ☎ 53・2365

NEWS 暮らし

人権擁護委員制度
をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、地域住民の中から人権擁護に理解のある方を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱され、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護するために活動しています。

月形町では、次の方が人権擁護委員として相談を受け付けています。

・尾崎美世子氏(北農場1)
・香西博之氏(市北2)

相談は無料で秘密は厳守されますので、困ったことがありますしたら、お気軽にご相談ください。

気軽に相談できる場所として、人権・困りごと相談所が法務局で常時開設されており、人権擁護委員および法務局職員が対応しています。

問合せ先 札幌法務局岩見支局 ☎ 22・0619 または保健福祉課地域福祉係 ☎ 53・3155

月新水道企業団上水道事業会計 令和8年度予算概要

令和8年第1回月新水道企業団議会定例会において、令和8年度の予算が次のとおり可決されました。

●収益的収入および支出 (単位：千円)

【収入】 予定額	194,336	【支出】 予定額	217,570
科目	収入額	科目	支出額
営業収益	165,847	営業費用	212,961
営業外収益	28,489	営業外費用	4,509
		予備費	100

●資本的収入および支出 (単位：千円)

【収入】 予定額	5,562	【支出】 予定額	23,599
科目	収入額	科目	支出額
工事補償金	5,560	建設改良費	18,294
出資金	2	企業債償還金	5,305

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額18,037千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんします

問合せ先

月新水道企業団 ☎ 53・2365
Eメール:suido@town.tsukigata.hokkaido.jp

6月1日は

納期限です

軽自動車税 第1期
固定資産税 第1期

～ 2026年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	6月1日					
固定資産税	6月1日	7月31日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	11月2日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日

NEWS
くらし
悩みや相談は行政相談員へ

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された、皆さんの身近な相談相手です。年金、登記、窓口サービスなど国の行政に対する苦情、要望、意見をお聞きして改善を図り、国と皆さんのパイプ役となります。

相談は無料で、秘密は守られます。相談される方は、口頭、手紙などで行政相談委員にお申し出ください。

月形町担当行政相談委員
・齋藤香さん（札比内2）

問合せ先 保健福祉課地域福祉係（保健センター内）☎
53・3155または総務省北海道管区行政評価局総務行政相談部行政相談課☎
11・709・1803

NEWS
くらし
経済センサス活動調査を実施します

経済センサス活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業

の経済活動を全国のおよび地域的に明らかにするとともに、事業所および企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査です。

今回の調査では、インターネットによる回答受付が先行されているため、4月中旬に国から対象となる全ての事業所にインターネット回答用の調査書類が送付されています。

なお、紙の調査票で回答する場合、5月中旬頃に調査員が調査票などをお届けしますので、その時期までお待ちいただけます。

※一部の事業所は、国が直接で調査を実施しますので、調査書類に同封されている案内に沿ってインターネットまたは郵送で回答をお願いします

※新規事業所（開業して間もないなど）は、調査員が5月中旬頃に調査書類をお届けし、調査します

問合せ先 企画振興課企画係☎
53・2325

NEWS
くらし
狂犬病予防注射と飼い犬登録のお知らせ

生後91日以上の子犬には、一生に一回の登録と年に一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。町では次のとおり狂犬病予防接種を行いますので、動物病院などで個別に対応される方以外は、必ず接種を受けるようお願いいたします。また、各会場で飼犬の登録手続きも受け付けていますので、新たに犬を飼われた方やまだ登録していない方は、手続きをお願いします。

日時・場所 下表のとおり
※お住いの地域に限らず、どの会場でも接種が可能です

注射・注射済票交付手数料
3,240円／1頭（注射料2,690円、注射済票交付手数料550円）、登録手数料3,000円／1頭

その他
・死亡や譲渡などで犬を飼育しなくなった場合は、左記問合せ先にご連絡ください

交付される鑑札や注射済票は、犬の首輪などに必ず装着してください

問合せ先 住民課生活環境係☎
53・2323

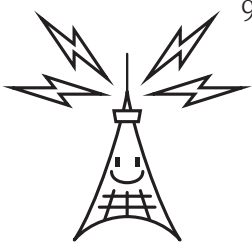
■狂犬病予防注射・飼い犬登録日程表

月日	時間	実施場所
6月18日(木)	6:30～8:30	役場駐車場 (博物館裏の旧JR線路側の車庫前)
	9:00～10:00	札比内コミュニティセンター前
	10:10～10:50	北農場行政区防災備蓄庫前 (北農場公住近くの交差点付近)
	11:00～12:00	総合体育館前
	13:30～14:30	役場駐車場 (博物館裏の旧JR線路側の車庫前)
	14:40～15:00	知来乙駐車公園
	15:10～15:30	南地区広域集落会館前
	15:40～16:00	旧昭栄開拓婦人ホーム前
	16:10～17:00	役場駐車場 (博物館裏の旧JR線路側の車庫前)

NEWS
くらし
6月1日は「電波の日」です

総務省では、6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの期間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として実施します。総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めていきます。

電波に関する困りごとやご相談は左記までご連絡ください。
問合せ先 総務省北海道総合通信局☎
011・737・0099



高校教育支援事業助成金制度

検定試験費用などを助成し町外に通う高校生のために

町外の高等学校に在学する生徒の保護者の方に対し、各種検定試験等の受験費用の助成を行っています。

助成の内容などについては下記のとおりです。

1 助成対象者

町外の高等学校に在籍する子どもを持つ、町内に住民登録をされている保護者

2 助成内容

左表に掲げる検定試験な

【対象となる検定試験など】

区分	級	実施機関
進学模擬試験		
就職模擬試験		
危険物取扱者試験		
日本語ワープロ検定	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(表計算)	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(データベース)	2級以上	日本情報処理検定協会
文書デザイン検定	2級以上	日本情報処理検定協会
プレゼンテーション作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
ホームページ作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
簿記実務検定	2級以上	公益財団法人 全国商業高等学校協会
簿記能力検定	2級以上	公益財団法人 全国経理教育協会
ビジネス計算実務検定	2級以上	公益財団法人 全国商業高等学校協会
電卓計算能力検定	2級以上	公益財団法人 全国経理教育協会
日本漢字能力検定	2級以上	公益財団法人 日本漢字能力検定協会
実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人 日本英語検定協会
実用数学技能検定	2級以上	公益財団法人 日本数学検定協会
その他	町長が特に必要と認める試験	

3 申請方法

申請は、オンライン、郵送または、教育委員会窓口で申請できます。以下のものを用意し、手続きをしてください。なお、交付申請

4 申請期限

振込口座の通帳の写し
検定試験などを受験した日の属する翌年度の末日までに申請してください

書はホームページからダウンロード可能です
交付申請書兼請求書(様式第1号)

対象となる検定試験などを受験したことを証明する書類

※例えば、令和8年5月1日に模試を受験した場合、申請期限は令和10年3月末となります



▲申請フォーム

問合せ先

教育委員会学務係 ☎53・3443 Eメール:gakumu@town.tsukigata.hokkaido.jp



NEWS 募集
札比内習字教室
募集

札比内習字教室では、初心者・経験者問わず生徒を募集しています。

日時 毎週水曜日 14時30分から19時30分

場所 交流センター和室

対象 幼児・小・中学生(硬筆・毛筆)、高校生・大人(毛筆・ボールペン字・実用書道など)

申込・問合せ先 札比内習字教室 ☎090・9085・8202 (担当:鈴木)

BOTANICAL

6月6日(sat)~
営業日 土日pm2:00-pm7:00

「春の木」HARU NO KI
チョコレート店

チョコレート菓子
チョコレートケーキ
チョコクッキー
チョコパウンド
チョコナッツ
チョコドーナツ

RAW SWEETS

OPEN

月形町南サッピナイ「春木花き農園」内
Google Maps→「春の木」
0126-38-4625

HANDCRAFTED

EDIBLE FLOWERS



Hello Tsukigata!

春がようやくやってきて嬉しいです！今年は友達と暖かい気候の中、お花見をするのが本当に楽しみです。春になると公園でピクニックをするのが私たちの恒例行事になっています。北海道で過ごす最後の春になると少し寂しいですが、これからも月形町にはたくさん訪れたいと思っています。

日本では4月はいつもせつない時期だと思えます。なぜなら、多くの先生や同僚が学校や職場を変えるからです。カナダにはこのような制度がないので、日本に来たばかりの頃、このことを知って本当に驚きました。私が高校生の頃は、先生の中には30年以上同じ学校で勤務する人もいました。卒業生にもお別れを言わなければなりません。中学3年生にお別れを言うのは寂しいですが、彼らの努力が実を結び、無事に卒業できたことを嬉しく思います。小学生が中学生になったら、引き続き教えることができるので、私は恵まれています。学年末には、子どもたちが今年学んだ英語を練習するために、復習ゲームをいくつか行いました。覚えることがたくさんありましたが、子どもたちが一緒にゲームを楽しんでくれたら嬉しいです。

皆さんもお気づきかもしれませんが、私は旅行が大好きです。去年は幸運にも日本国内の多くの場所や韓国にも旅行することができました。実は、北海道に引っ越した最初の年に日本の地図を買いました。新しい都道府県を訪れるたびに地図を削ると色が変わるんです。今までに25都道府県を訪れました。これは日本の半分以上です。これからも日本の

残りの地域も探検していきたいと思っています。最近、友人と一緒に初音ミクのコンサートを観に千葉県に行きました。ボーカロイドはお好きですか？カナダではあまり人気がないので、日本に来る前はボーカロイドについてあまり知りませんでした。でも、ボーカロイドファンの友達ができて、私もファンになりました。コンサートはとても楽しいですし、音楽も本当にキャッチーだと思います。今回のコンサートは初音ミクとポケモンのコラボレーションだったので、特に楽しかったです。たくさんのポケモンキャラクターに会うことができたほか、グッズもたくさん買えました！

今年のゴールデンウィークには、カナダから友達が初めて日本に遊びに来てくれます。私は、彼らに会えることを楽しみにしており、日本を案内したいと思っています。今年が北海道で過ごす最後の春と夏になるので、帰国前に北海道でいろいろと楽しみたいと思っています。今年友達とグランピングに行く予定です！キャンプは何度か経験していますが、グランピングはずっとやってみたかったので、とてもワクワクしています。稚内と宗谷岬へのドライブ旅行も計画中です。去年は北海道最東端のノサップ岬までドライブしたので、今度は最北端にも行ってみたいです！

月形町の皆さんが、素晴らしい春と夏を過ごされますように！

※この記事は3月末執筆されました

Until next time!

【令和8年度から新制度開始】町内事業者の「人材確保」と「住まい」を応援します！

～月形町商工業者等就労定着支援事業補助金～

町では、町内事業所の人手不足解消と、働く皆さんの月形町への定住をより一層進めるため、新たに「**月形町商工業者等就労定着支援事業補助金**」を創設しました。

「求人を出したいがコストが気になる」「従業員のために社宅を準備したい」とお考えの事業主の皆さん、ぜひこの新制度をご活用ください。

補助の対象となる主な経費

この制度では、大きく分けて2つの費用をサポートします

1. 良い人材に出会うための「人材確保」

- ・ハローワークや求人サイトへの掲載料
- ・求人ポスター、パンフレットの作成費用
- ・就職説明会への参加・開催費用
- ・奨学金制度にかかる費用

2. 月形での暮らしを支える「住まいの確保」

- ・従業員が住むための住宅・アパート・寮の確保や維

持にかかる費用

補助の内容

- ・補助金額：対象経費の2分の1以内
- ・限度額：1事業者につき最大 50万円

対象となる事業者

- ・町内に事業所がある商工業者、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など
- ・町税などの滞納がないこと
- ・今後も引き続き町内で事業を継続する意向があること

申請について

事業実施前に「交付申請書」と「事業計画書」などの提出が必要です

※詳細な様式や手続きについては、下記問合せ先までご連絡ください

問合せ先

企画振興課商工観光係 ☎53・2325 Eメール:shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp



日本赤十字社寄附金の募集について

日本赤十字社では、援助を必要とする方々に愛の手を差し伸べる赤十字運動を広く展開しています。

今年も5月1日から全国一斉に赤十字運動が始まっており、月形町分區においても次のとおり寄附金の募集と社員増強運動を実施していますので、ご協力をお願いします。

また、国内の災害があった地域に全額送られ、被災地の方々の生活支援に使われる「義援金」や、海外で発生した災害や紛争による被災者への支援に使われる「海外救援金」の募集もしており、募金箱を役場、町立病院、保健センター、月形温泉に設置しています。

活動資金

災害時の被災者救護や防災・減災の普及活動、ボランティア育成など、いのちを救うさまざまな活動に使われます。例年、多くの方から町内会などを通じてご寄附いただいています

実施期間 7月31日(金)まで

募集実績 昨年度は、目標額30万9,000円に対し、

55万4,629円の寄附をいただきました。ご協力に厚くお礼申し上げます

問合せ先 日本赤十字社北海道支部月形町分區(保健福祉課地域福祉係) ☎53・3155



地域相談員の委嘱について

4月1日高島康典さん(市北5)が北海道知事より月形地区の地域相談員に委嘱されました。

地域相談員は障がい者や障がい児が地域において直面する、「虐待・差別などに関する不利益な扱い」や「地域で暮らす障がい者のくらしづらさ」に関する相談に応じておられます。委嘱期間は、2年間です。

問合せ先 保健福祉課地域福祉係(保健センター内) ☎53・3155



高島康典さん



5月12日は 民生委員児童委員の日です



大正6年5月12日、岡山県で「済世顧問設置規程」が公布された日をもって、民生委員制度創設の日とされています。この5月12日を「民生委員児童委員の日」とし、5月12日から18日までの1週間を「民生委員児童委員活動強化週間」と決めました。

民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域住民の暮らしを支える相談員で、地域の中で皆さんと一緒に生活しながら、暮らしの中の不安や

悩みについて相談に応じ、解決するためのお手伝いをしています。民生委員児童委員に寄せられる主な相談内容は、離婚や親子関係、相続などの家族関係、近所付き合いや生活保護などの暮らしのこと、介護や福祉サービスなどの在宅生活に関すること、いじめや不登校、児童虐待に関する育児、教育に関することなどです。

月形町民生委員児童委員

No.	区分	住所	担当委員	担当区域および施設
1	民生委員 児童委員	札比内2	目黒 隆紀	新宮1・2、札比内2・3
2		南札比内1	山田 肇	南札比内1・2・3
3		豊ヶ丘2	上葛トシ子	新富1・2、豊ヶ丘1・2、厚栄
4		北農場1	東出真由美	北農場1(北農沢川以南、国道以東)
5		北農場1	藤井 和恵	北農場3・1(北農沢川以北、国道以西)、(月形緑苑)
6		赤川1	上野麻里子	赤川1
7		市北6	板垣美千代	市北6、新生
8		市北5	松山 俊子	市北1・2・3・4・5
9		赤川3	工藤 俊二	市北8・9、赤川3・4、(友朋の丘)
10		市南4	對馬 照巳	市南1・2・4(農事会)
11		麻生	新村喜代美	市南3・5、麻生、(愛光園)
12		南耕地1	大関 博子	南耕地1・2・3、月ヶ杜、昭栄、中野
13		知来乙2	瀧澤 剛	知来乙1・2・3、北郷
14		月ヶ岡	伊藤千賀子	月ヶ岡、新田、南新田、新栄、五耕地山、(藤の園)、(雪の聖母園)
15	主任児童委員	北農場1	本多 裕子	【主任児童委員】町内全域
16		月ヶ岡	東出亜由美	【主任児童委員】町内全域

問合せ先 保健福祉課地域福祉係(保健センター内) ☎53・3155 Eメール:fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp

NEWS
受賞

農業委員・農地利用
最適化推進委員等永
年勤続表彰を受賞

3月18日、渡辺祥紀さん(南
耕地1)が農業委員・農地利
用最適化推進委員等永年勤続
表彰を受賞し、北海道農業会
議の菊入代表理事会長より表
彰状が手渡されました。渡辺
農業委員会会長は平成20年か
ら農業委員として、農地の適
正利用と遊休農地の発生防止
や解消に寄与されたほか、農
業者年金の加入推進にも取り
組み、地域農業の振興に対す
る貢献が認められての受賞と
なりました。



▲(左)渡辺祥紀農業委員会会長

NEWS
感謝状

企業版ふるさと
納税に感謝
ホクレン農業協同
組合連合会

3月23日、ホクレン農業協
同組合連合会(篠原末治代表
理事会長)から企業版ふるさと
納税のご寄附をいただいた
ことに対して、上坂町長より
感謝状が手渡されました。
企業版ふるさと納税とは、
町外に本社がある企業が、寄
附を通じて自治体の地方創生
の取り組みを応援するもので
す。
いただいた寄附金は、新規
就農対策事業に充て、大切に
活用させていただきます。



▲(左)ホクレン農業協同組合連合会
熊谷和也岩見沢支所長

NEWS
委嘱

観光典獄の委嘱
について

4月14日、北海道矯正管区
(札幌市)にて、札幌市在住
の高橋昌博さんが、16人目の
月形観光大使(典獄)に委嘱
されました。

高橋さんは長年にわたり矯
正業務に従事し、現在は矯正
研修所札幌支所の主任教官を
務めています。観光大使(典
獄)として、豊富な知識と実
務経験を活かし、今後は地域
との連携や広報活動を通じて
矯正業務への理解促進や町の
観光振興、歴史伝承を担って
いただきます。



▲(左)高橋昌博さん

任期は令和8年4月1日か
ら令和11年3月31日までです。

自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL.23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL.53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
第2回幹部候補生	22歳以上26歳未満の方 (20歳以上22歳未満の 方は大卒(見込含)、 修士課程修了者など (見込含)は28歳未満 の方)	6月5日
第2回幹部候補曹	20歳以上33歳未満の大 卒程度の方(学位不要)	

第2回定例会開催のお知らせ

傍聴へお気軽においでください

令和8年第2回月形町議会定例会が、次の日程で
開催される予定です。

傍聴するための手続きは簡単で、傍聴人受付票
に住所と氏名を記入するのみです。

日時	6月2日(火)~6月5日(金) 午前10時から ※日程は休会を含め都合により変 更する場合がありますのでご承 知おきください
場所	役場3階議場

問合せ先 議会事務局 ☎53・2321 (内線372)
Eメール: gikai@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町地域公共交通だより

第16号



令和8年度月形町公共交通通学交通費助成事業

町では、町内を運行する公共交通機関の利用を促進し、公共交通の維持および活性化を図るため、通学定期券の購入費の一部を助成しています。

申請時には、通学定期券の写しなどが必要となるため、定期券使用後は、破棄をせずに保管しておいてください。

1 助成を受けられる方（以下のすべてに当てはまる方）

- (1) 月形町民で町内から、通学（高等学校・専門学校・大学など）をしている22歳以下の学生の保護者など
- (2) 町内のバス停留所から乗降車する通学定期券を購入していること
対象路線バスは、「岩見沢月形線」「月形当別線」「月形浦臼線」「江別月形線」の4路線
- (3) 生活保護を受けていないこと
- (4) 保護者などが、町税および公共料金の滞納がないこと
- (5) 保護者などが、暴力団およびその構成員でないこと

2 助成金額および助成対象経費

- (1) 1か月あたりの通学定期券購入額の3分の2の額を助成します
ただし、1か月あたり1万円を上限とします（千円未満切捨）
- (2) ①町内のバス停留所から乗降車する通学定期券の額
②その他の公共交通機関の通学定期券の額
※①を購入していない場合は、②は対象になりません

3 申請期間

期別	対象月	期間
前期	4月～9月	令和8年9月1日(火)～30日(水)
後期	10月～3月	令和9年3月1日(月)～31日(水)

事業の詳細、申請などについては、右記QRコードからご確認ください。



月形町ホームページ

令和7年度路線バス乗車人数一覧

令和7年度の町内を走る路線バス4路線の乗車人数が確定しましたので報告します。

町民の方々の日々の乗車により、全体として、令和6年度よりも乗車の人数が増えた結果となりました。

これからも、運行事業者と月形町、近隣市町村で協力しながら、より利便性の良い公共交通になるように努力していきますので、公共交通を守るため、皆さんで利用をお願いいたします。

	令和7年										令和8年			合計	令和6年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
月形当別線	1,358	1,451	1,419	1,512	1,281	1,455	1,421	1,338	1,573	1,353	1,282	1,408	16,851	14,255	
月形浦臼線	279	299	304	262	225	286	308	258	312	239	249	234	3,255	2,748	
岩見沢月形線	2,223	2,417	2,482	2,296	1,504	2,467	2,412	1,906	1,969	1,494	1,801	1,809	24,780	—	
江別月形線	369	452	537	390	132	387	559	458	436	236	473	387	4,816	4,853	

※岩見沢月形線は、令和7年4月からの運行のため令和6年度の実績はなし

問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ 53・2325 Eメール :chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<医療分>

●均等割

(被保険者が等しく負担)

令和6・7年度 (年間)	52,953円	→	令和8・9年度 (年間)	59,963円	(7,010円増)
-----------------	---------	---	-----------------	---------	-----------

●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和6・7年度 (年間)	11.79%	→	令和8・9年度 (年間)	11.61%	(0.18ポイント増)
-----------------	--------	---	-----------------	--------	-------------

●賦課限度額

(一年間の保険料の上限額)

令和6・7年度 (年間)	80万円	→	令和8・9年度 (年間)	85万円	(5万円増)
-----------------	------	---	-----------------	------	--------

<子ども分>

●均等割

(被保険者が等しく負担)

令和8年度 (年間)	1,364円
---------------	--------

●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和8年度 (年間)	0.28%
---------------	-------

●賦課限度額

(一年間の保険料の上限額)

令和8年度 (年間)	2万1千円
---------------	-------

■ 保険料率に関する制度改正があります

【令和8年度からの制度改正の内容】

- ・令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します
- ・子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

【令和6年度から制度が改正されました】

- ・すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正が行われました
- ・後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率と合わせるよう、後期高齢者負担率の設定方法が見直されました
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました
- ・この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さんに負担いただく保険料は増加することとなりました

■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- ・保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました

【令和7年度】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (30万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減

【令和8年度から】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減

医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります

医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります
※子ども分は変わりません

保険料の計算方法（令和8・9年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<医療分>

均等割 【1人当たり保険料】	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円)	=	1年間の保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)
--------------------------	---	---	---	---

<子ども分>

均等割 【1人当たり保険料】	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円)	=	1年間の保険料 【限度額2万1,000円】
--------------------------	---	---	---	---------------------------------

<医療分> + <子ども分> = 1年間の保険料

- ・1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1,000円です
所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

令和8年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減について（令和8年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

<医療分>

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)	7.2割軽減	16,789円	約904円増
43万円+(31万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者などの数-1)	5割軽減	29,981円	約3,505円増
43万円+(57万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者などの数-1)	2割軽減	47,970円	約5,608円増

<子ども分>

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)	7割軽減	409円
43万円+(31万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者などの数-1)	5割軽減	682円
43万円+(57万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者などの数-1)	2割軽減	1,091円

給与所得者などとは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(59,963円→29,981円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎53・2323 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

生活飲用水（地下水）設備の補助制度

月形町では、上水道供給区域以外にお住まいで町税などを滞納していない方を対象とした生活飲用水設備の設置費用などの一部を補助しています。

■飲用水設備の設置補助

●対象工事

生活飲用水の供給設備設置に係るボーリング工事、取水管工事、ポンプ設置工事、給水管工事、電気導線工事、貯水タンク設置工事

※工事実施前に申請してください

●補助額

工事費用の3分の1以内（上限50万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

工事見積書の写し（工事費用の内訳が明記されているもの）、工事契約書の写し、施工図面（平面図）、工事場所の位置図、土地の使用承諾書の写し（借地などで工事する場合）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

■飲用水設備の修繕補助

●対象修繕

費用が5万円以上となる生活飲用水の汲み上げポンプおよび付帯設備の修繕

※修繕完了後に申請してください（修繕前後の写真が必要となります）

※修繕完了後6カ月以内に申請されたものが補助の対象となります

●補助額

修繕費用の2分の1以内（上限15万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

施工業者が発行した故障原因・修繕内容を明示した書類の写し、代金領収書の写し、修繕場所の位置図、施工状況記録写真（修繕前後の写真）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

■滅菌装置の設置補助

●対象装置

地下水へ安定的に塩素を注入できる装置（給水ポンプに連動し、塩素を注入するもので塩素濃度0.1mg/ℓ以上となるよう調整できるもの）

※滅菌装置設置前に申請してください

●補助額

滅菌装置の設置に要する費用（上限8万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

見積書の写し、設置場所の位置図、建物所有者の同意書（借家に設置する場合）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

●各補助の申請方法

住民課生活環境係の窓口にて、補助申請用紙に必要事項を記入の上、提出してください

問合せ先

住民課生活環境係 ☎ 53・2323

合併処理浄化槽補助・融資制度

月形町では次のとおり合併処理浄化槽の補助・融資制度を設けています。

■対象

下水道整備区域外の専用住宅・10人槽以下

■補助制度

●設置について

▼合併処理浄化槽本体と排水管（15mまで）の設置に係る費用を補助します（補助額などの詳しい内容は「つきがた暮らしの便利帳」をご覧ください）

▼排水管が15mを超えた部分の費用に対して、2分の1を補助

▼単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合も補助の対象

●修繕について

▼法定に基づく検査や清掃および保守点検を行っている適正に管理された合併処理浄化槽について、1万円以上の修繕費用に対して、3分の2を補助（30万円を限度、千円未満切り捨て）

▼設置後3年を経過しているものを補助の対象とします

※補助申請などの手続きについては、工事を開始する前に、下記問合せ先までご連絡ください

問合せ先

住民課生活環境係 ☎ 53・2323 Eメール:jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

広報つきがた「有料広告」募集

町民の皆さんに向けた会社や商品のPR、イベント告知による来場者増加、店舗利用の促進などをお考えの方に、広報つきがたへの有料広告掲載をご案内します。

広報つきがたは、町民に情報を届ける信頼性の高い媒体です。地域に密着した情報発信が可能で、費用対効果も高く、手軽に広告を掲載できます。

掲載可能な内容は、広報媒体としての性格に反しない範囲であれば、どなたでもご利用いただけます。会社や店舗のPRに限らず、地域イベントの告知、ワークショップや講座の案内などにもご活用いただけます。

広報つきがたに掲載したい内容をデジタルデータで作成し、申請書に添えて提出してください。地域での認知度向上や集客促進に役立つ広報つきがたの有料広告を、ぜひご活用ください。

広報つきがた掲載のメリットは？

●約1,400部発行で町内に幅広いPRが可能

毎月約1,400部、年間1万6,800部を発行しており、町内に幅広く配布されて多くの町民の目に留まります。

●企業イメージの定着が期待できます

連続して広告を掲載することで、毎月町民の目に留まり、企業イメージの定着が期待できます。

●手軽に広告掲載が可能です

町広報第1号から掲載が可能で、広告の効果を見ながら、掲載の判断ができます。

■掲載スペース

種類	掲載位置	枠数	規格
町広報第1種	ページ下部	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> 縦45mm×横88mm以内とする データ量は2GB以内とする 画像形式はJPG形式とする

■掲載イメージ



■広告料

町広報第1種	町外事業所(2色まで)3,000円/月 町内事業所(2色まで)2,000円/月
--------	--

※掲載スペース・広告料は上表を含め5種あります

■発行日・発行部数

毎月5日発行（5日が休日の場合は翌営業日）・1,400部

■掲載期間

1号単位（月1回、5日発行）、1回の申込みで最大12号まで
申込方法などの詳細は、右記QRコードからご確認ください。



問合せ先

企画振興課企画係 ☎ 53・2325 Eメール: kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp